

「EDINET API 機能追加に係る利用者向け説明会」で寄せられた
質問の概要及び質問に対する回答

※「項目」は本説明会資料の記載項目。

No.	項目	質問の概要	回答
1	取得対象に CSV データを追加	新たな EDINET API により取得可能となる CSV データのフォーマットに係る仕様書はありますか。また、年次でフォーマットが変わることはありますか。	CSV ファイルの仕様については、「EDINET 閲覧操作ガイド」の「3-2-1 EDINET からダウンロードできるファイル」の MEMO「XBRL からの CSV 変換ファイルの出力内容」をご参照ください（新たな EDINET API で取得可能となる CSV は、EDINET 閲覧サイトの検索結果一覧画面からダウンロードできる CSV と同じものです）。 なお、年次によるフォーマットの変更は予定しておりません。
2	取得対象に CSV データを追加	CSV データが存在しないのは、どのような場合ですか。	表示変換方式の EDINET タクソノミ（2013 年版以前の EDINET タクソノミ）を使用している提出書類については、XBRL ファイルが存在しても CSV ファイルが存在しません。
3	取得対象に CSV データを追加	説明会資料 18 ページで、並行稼働期間中、CSV 有無フラグ及び CSV 書類の取得可否について、現行の EDINET API でも取得が可能と記載されています。 これは、今後、現行の EDINET API の仕様を更新するということですか。その場合、現行の EDINET API の使用を継続する上で、利用者側での対応は不要でしょうか。	並行稼働期間中、現行の EDINET API（書類取得 API）においても、リクエストパラメータの type の設定値を「5」と設定した場合、CSV を取得することが可能となります。なお、CSV 有無フラグについては、現行の EDINET API の書類一覧データに追加済みです。 これらの変更について、利用者側での対応の要否につきましては、上記の内容を踏まえ、利用者においてご検討をお願いします。
4	認証の導入	一度取得した API キーは、利用者側の操作以外の都合で、変更または無効となることはありますか。ある場合、利用者側はそれを事前に認識できますか。	利用者が発行した API キーについて、文字列等を EDINET 側の都合で変更することは現時点で想定しておりませんが、何らかの事情により変更を行う場合、ご登録の連絡先あてにご連絡いたします。 なお、EDINET API のご利用状況によっては、利用者にはアヒアヒ等の後、API キーを無効とさせていただく場合もありますので、節度のあるご利用をお願い致します。
5	認証の導入	同一会社の同一部門で、EDINET API を利用するサービスが複数あります。API キーに登録する連絡先が同じ場合、API キーは、上記の複数サービスにおいて同一のものを使用して良いでしょうか。	同一社内でご利用いただき、かつ、問い合わせ先が同一である場合は、API キーを分けていただく必要はありません。
6	認証の導入	EDINET API を使用しているサービスを複数の顧客に提供しています。サービスで使用する API キーは顧客に関わらず単一のものを使用して問題な	API キーは、EDINET API への過剰なアクセスによりシステムの安定稼働が損なわれることを防止するため、利用者ごとの利用状況を管理するために設定しております。

No.	項目	質問の概要	回答
		いでしょうか。なお、問い合わせが必要な場合は、API キーの連絡先として登録する提供元（弊社）で構いません。	このため、問5の場合と異なり、単一のキーを異なる利用者が使い回す場合、利用者ごとの管理が不可能となります。利用者ごとに API キーを取得してください。
7	認証の導入	EDINET API を使用しているサービスを複数の顧客に提供しています。顧客ごとに API キーを発行するのであれば、キーの発行手続きをツール提供元が一括して実施しても良いでしょうか。	API キーの発行手続自体は、必ずしも利用者本人にさせていただく必要はありませんが、必要に応じ、金融庁から直接に利用者に対し利用状況に関するヒアリング等をお願いする場合があることをご承知おきください。
8	留意点	どの程度のアクセス頻度で、過剰なアクセスと判定されますか。	セキュリティの都合上、過剰アクセスと判定する閾値は公表しておりません。 EDINET API 仕様書（Version 2）（案）「3-1-3-2 当日分のデータ更新タイミング」に記載のとおり、書類一覧は 1 分に 1 度しか更新されないことから、1 分に 1 回以下のアクセスをすることにより、効率的な取得が可能です。
9	並行稼働期間	新たな EDINET API に係る提出書類一覧のデータサンプル（JSON 形式）を、並行稼働開始（2023 年 8 月予定）前に提供していただくことは可能でしょうか。	現行の EDINET API と、新たな EDINET API が出力する提出書類一覧のデータの形式（JSON 形式）は、同一です。
10	EDINET API 仕様書（Version 2）（案）	EDINET API 仕様書（Version 2）（案）の「1-2-2 EDINET API で取得対象となるデータの範囲」に、閲覧延長期間が設けられる書類の一覧が記載されています。書類一覧 API で出力されるデータから、提出書類が当該延長対象の書類であることを確認する方法はありますか。	閲覧延長期間が設けられている書類は、書類一覧 API で出力されるデータのうち、府令コード（ordinanceCode）が「010」（企業内容等の開示に関する内閣府令）であり、かつ、書類種別コード（docTypeCode）が以下のものです。 ===== <ul style="list-style-type: none"> 120 有価証券報告書/130 訂正有価証券報告書 140 四半期報告書 /150 訂正四半期報告書 180 臨時報告書 /190 訂正臨時報告書 （EDINET API 仕様書（Version 2）（案）「4 章 その他 4-1 参考資料」より抜粋。） =====
11	EDINET API 仕様書（Version 2）（案）	EDINET API 仕様書（Version 2）（案）の 4 ページに記載されている図に、「2. メタデータの内容確認：取得したメタデータのうち、件数が前回取得時から増加しているかを確認します」と記載がありますが、当日分か過去分かを問わず、取得したメタデータの件数が変化しないものの、メタデータの内容や、提出書類一覧の内容が変わることはありませんか。	当日分のデータは、メタデータの件数が変わらない場合、提出書類一覧の内容も変わりません。なお、当日分のデータは、日本時間 8 時 30 分過ぎから、原則 1 分毎に更新されます。 一方、過去分のデータについては、メタデータの件数は変わりません。ただし、以下の場合、1 暦日毎に提出書類一覧の内容が更新されます。 ===== <ul style="list-style-type: none"> (1) 縦覧期間満了（延長期間あり）の書類に対する縦覧区分の更新及び閲覧期間満了となった書類に関する情報削除 (2) 取下書の提出により、取下げられた書類に関

No.	項目	質問の概要	回答
			<p>する情報削除と取下区分の設定</p> <p>(3) 「3-1-6 財務局職員による書類情報修正」の発生により、情報が修正された書類に対する書類情報修正区分の設定</p> <p>(4) 「3-1-7 財務局職員による書類の不開示」により不開示が開始されたあるいは解除された書類に対する開示不開示区分の設定</p> <p>(EDINET API 仕様書 (Version 2) (案)「3-1-3 メタデータ及び提出書類一覧の更新タイミング」より抜粋。)</p> <p>=====</p> <p>(2)～(4)については、当日分の提出書類一覧により、それぞれの更新が発生した事実を把握することが可能です。また、(1)については、提出書類の法令上の縦覧期間及び延長期間を基に、情報が削除される日を把握することが可能です。そのため、過去分のデータについては、日々、全件出力する必要はないと考えます。</p> <p>なお、過去分のデータは、1 暦日毎に更新されます。更新開始時刻は日本時間 24 時過ぎです。</p> <p>当日分のデータが日本時間 24 時過ぎに確定すれば、以降 10 年を経過するまでメタデータの件数が増減することはありません。</p>
12	EDINET API 仕様書 (Version 2) (案)	メタデータ及び提出書類一覧に変更が生じたかどうかを確認するためには、更新後のメタデータ及び提出書類一覧を出力する必要がありますか。	
13	その他	新たな EDINET API の変更点は、全て資料に記載されていますか。	<p>新たな EDINET API の変更点は、説明会の資料にすべて記載してあります。詳細につきましては、EDINET API 仕様書 (Version 2) (案) をご覧ください。</p>